

館林市 まちなか創業支援事業・創業支援事業で

創業を支援します！

館林市内で創業するかたに対し、創業前から創業後まで創業のステージに応じてパッケージ支援！まずはご相談ください。



① 創業塾（年2回開催）

中小企業診断士が講師を務める市主催の講座。創業の土台づくりをします。

② 店舗設備費補助

市内の空き店舗等に出店する際の「改装、設備費」の一部を補助します。

③ 店舗家賃補助

市内の空き店舗等に出店する際の「家賃」の一部を補助します。

④ 店舗PR（出演）

ケーブルテレビの「1分PR」コーナーに出演してお店を周知することで、広報活動を支援します。

⑤ 店舗診断

中小企業診断士による経営相談。創業後の悩みや疑問点を相談できます。

創業前

創業準備

創業

創業間もなく

◆その他の支援メニュー

◆店舗PR（広告宣伝）

店舗周知により新規顧客の獲得に繋げるため、マスメディアを活用した広告宣伝の費用を一部補助します。

◆士業導入補助

中小企業診断士による経営計画、会計士による経営分析等の専門家による継続的な経営に関する相談等の費用を一部補助します。

◆創業融資利子補給

創業関係の借入金の支払利子相当額を利子補給金として交付します。（2年間）

お申込み・問い合わせ先

館林市役所 商業観光課 商業振興係（市役所2階） 電話（0276）72-4111（内線207）

検索



空き店舗情報は、「館林市公式ホームページ」内にあります。

HPのURL：<http://akitenpo.city.tatebayashi.gunma.jp>

補助内容の詳細

◆パッケージメニュー

補助メニュー	内容	補助率・期間		備考（条件等）
①創業塾	創業に向けた意思確認や自己分析をする他、創業計画作成のポイントなどを学び、創業の土台づくりを行う。	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・受講料無料 ・年2回開催 	基本編：創業に興味のあるかた
				応用編：具体的にやりたい業種があるかた
②設備費補助	設備・改装費の一部補助	まちなか	<ul style="list-style-type: none"> ・対象経費の1/2 ・上限 1,500,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ※創業塾応用編の受講が必須。 ※事前着工は認められません。 ※創業するエリアにより、補助率・額が異なります。
		その他	<ul style="list-style-type: none"> ・対象経費の1/3 ・上限 800,000円 	
③家賃補助	家賃の一部補助	まちなか	<ul style="list-style-type: none"> ・対象経費の1/2 ・上限 100,000円/月 	<ul style="list-style-type: none"> ※創業塾応用編の受講が必須。 ※事前に相談の上、契約後に申請してください。 ※創業するエリアにより、補助率・額が異なります。
		その他	<ul style="list-style-type: none"> ・対象経費の1/3 ・上限 50,000円/月 	
		共通	<ul style="list-style-type: none"> ・契約日より1年間 	
④店舗PR（出演）	ケーブルテレビ1分PRへの出演料の補助	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・1回分無料（一週間放映） 	営業開始後、 <u>6カ月以内</u> に利用することが条件です。
⑤店舗診断	中小企業診断士による経営に関する個別相談	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・診断料無料 	営業開始後、 <u>1年以内</u> に利用することが条件です。

※出店エリアについては事前にご相談ください。

◆その他の補助メニュー

補助メニュー	内容	補助率・期間	備考（条件等）
⑥店舗PR（広告宣伝）	マスメディアを活用した広告宣伝費の一部補助します。	<ul style="list-style-type: none"> ・1/2補助 ・掲載1回当たり45,000円を上限として2回まで 	
⑦士業導入補助	創業後の事業の継続と安定を図るため、中小企業診断士による経営計画や会計士による経営分析といった専門家による継続的な経営に関する相談費用の一部を補助。	<ul style="list-style-type: none"> ・1か月につき15,000円を上限として1/2補助 ・12カ月分 	
⑧利子補給	創業関係の借入金の支払利子相当額を補給金として交付。	<ul style="list-style-type: none"> ・10/10 ・期間は2年間 	

～注意事項～

- ・②～⑦の補助を受けるには、①創業塾の応用編を受講することが条件です。
- ・②又は③の支援を受けた場合、④、⑤は必須となります。⑥、⑦、⑧は任意となります。
- ・着工後は補助の対象にはなりません。必ず事前にご相談ください。
- ・申請する際の詳細な条件や不明な点などについては、市商業観光課まで気軽にご相談ください。